

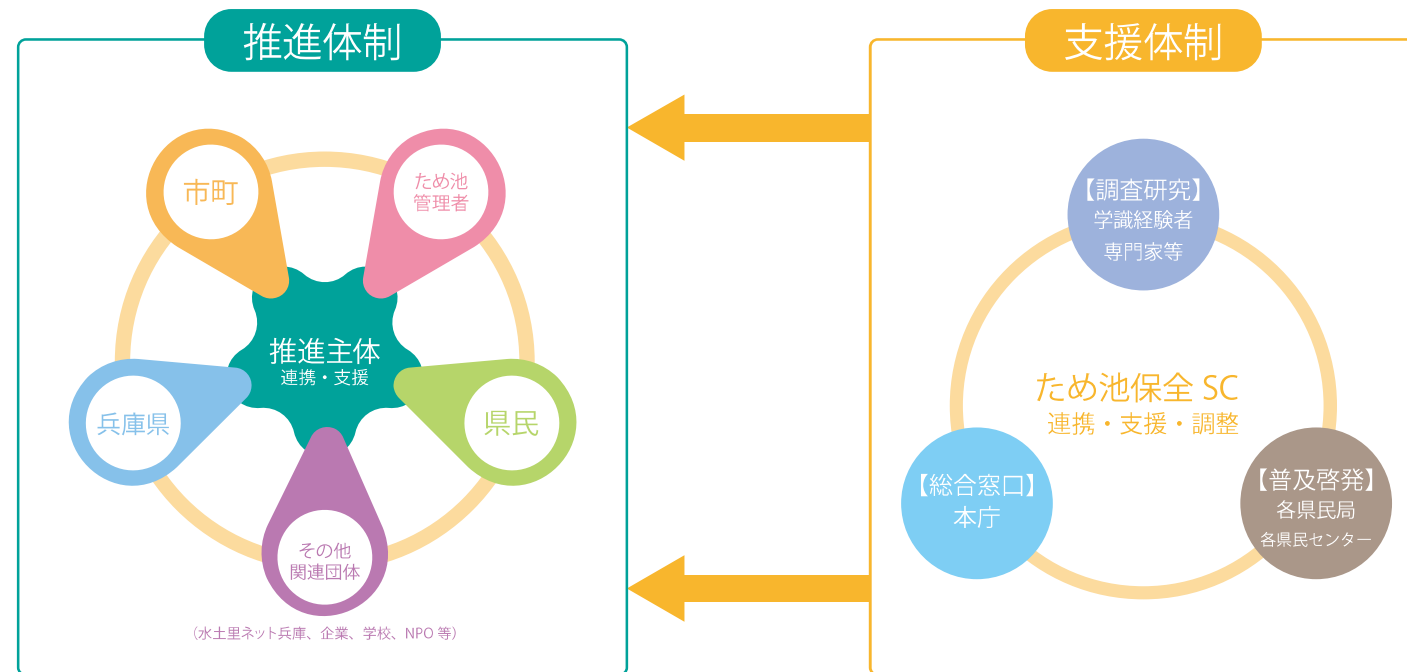
IV. 重点施策項目に対する点検指標

令和5年から7年度の第2期推進期間における重点施策項目の点検指標として次の6項目を定め、施策の展開状況や達成度を検証します。その検証結果に基づき、効果的な施策の展開に向けての工夫や見直しを図ります。

基本方針	点検指標	R4 (現状)	R5	R6	R7 (目標)
I. ため池等の施設とくらしをまもる	ア) ため池管理者講習会実施市町の割合	85%	90%	95%	100%
	イ) ため池整備により安全性が向上した箇所数	135	168	200	232
II. ため池等の多面的機能をいかす	ウ) 総合治水に取り組むため池の割合	58%	65%	70%	75%
	エ) ため池等の保全活動数	228	250	250	250
III. ため池等を次世代につなぐ	オ) ため池協議会等の組織再編モデル地区の実践	—	1	2	2
	カ) 産学官民によるため池調査研究の連携数	5	6	8	10

V. 推進体制

本推進方針に基づく施策の推進にあたっては、それぞれの施策を効率的かつ効果的に展開するため、関連団体が連携し、円滑な実施に向けた推進体制及び支援体制を構築しています。



推進・実施主体の主な役割

ため池管理者

- ① 適正な管理の実施
- ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた取組
- ③ 次世代への継承に向けた取組

市町

- ① 市町の基礎的な考え方や方策の明確化
- ② 課題解決に向けた施策の立案と展開、普及啓発
- ③ 住民に身近な行政として多様な主体との連携による取組の調整
- ④ ため池管理者に対する指導、支援
- ⑤ 地域住民や地域団体に対する支援（体制整備等）

県民

- ① 適正な管理への参加・協力
- ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた活動への参加・協力
- ③ 次世代への継承に向けた参加・協力

兵庫県

- ① 本推進方針に基づく施策の展開、普及啓発
- ② 広域行政として多様な主体との連携による取組の支援
- ③ 市町等に対する技術支援・指導・情報提供
- ④ コーディネーターとしての機能の発揮
- ⑤ 全県検討会及び地域検討会の開催
- ⑥ 調査研究、普及啓発等を担う支援機能の整備

兵庫県ため池の保全等に関する推進方針

～ため池保全県民運動の展開に向けて～
第2期推進期間（令和5～7年度）の概要

「兵庫県ため池の保全等に関する推進方針」の第2期推進期間の概要（令和5年度～令和7年度）

I. 概要

1. 推進方針の施策見直しの背景

本推進方針は、平成27年度末に策定し、28年度から令和4年度まで、第1期推進期間の施策を展開してきた。ため池を取り巻く社会情勢の変化やこれまでの達成状況の検証を踏まえ、第2期推進期間における施策の見直しを図る。

社会情勢の変化

- ・上位計画の見直し（ひょうごビジョン、農林水産ビジョン）
- ・管理者支援の強化（ため池保全サポートセンター等）
- ・管理責任の明確化、計画的な防災工事の実施（ため池管理保全法、ため池防災工事特措法の施行）
- ・ため池環境の変化（治水活用、外来動植物、ため池ソーラー）
- ・情報通信技術の発達（ため池監視システム、ICT化、DX等）
- ・コロナ禍における生活・住民行動の変容

施策の達成状況等

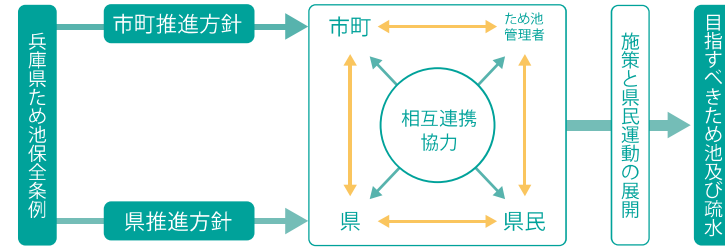
- ・管理者意識の向上と施設点検の定着、地域防災機能の向上等の施策は、取組が十分進んでいる。
- ・一方、管理体制の維持・強化、次世代を担う人と組織づくり等の施策は取組が十分とはいえない。

選択と集中

- ・各施策はそれぞれ継続実施するが、当面3年間で優先的に推進すべき施策を重点施策として位置づける。

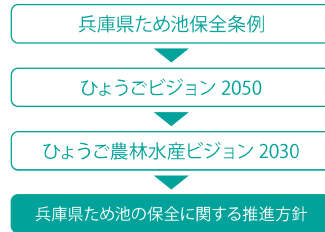
2. 目的

ため池等の適正な管理と多面的機能のさらなる発揮の取組を全県展開するにあたり、県の基本的な考えや推進方策及び各主体が取り組む主な施策項目を示すことにより、総合的かつ効果的に推進し、ため池等のめざす姿を実現する。



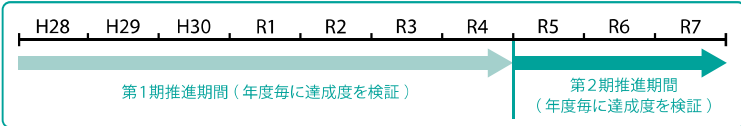
3. 位置付け

本推進方針は、上位の総合計画である「ひょうごビジョン2050」や「ひょうご農林水産ビジョン」に則した、ため池等に関する分野別方針として位置付けられる。



4. 推進期間

平成28年から令和4年度までの7年を第1期推進期間として施策を展開してきた。推進方針の見直しに伴い、令和5年から7年度までの3年を第2期推進期間に定め、年度ごとに達成度を検証、第2次推進方針として3年後に改定を行う。



II. 基本方針

ため池及び疏水のめざす姿 ～次の世代に引き継がれるように～

- ①農業用水源施設として、十分な能力を有するため池及び疏水
- ②適正な管理により、災害のおそれのない安全なため池及び疏水
- ③多面的機能が十分に発揮されているため池及び疏水

I. 適正な管理

適正な管理の実施と管理体制の維持・強化、ため池等の防災・減災対策、安全対策を計画的に推進する

まもる

いかす

つなぐ

II. 多面的機能の発揮の促進

多面的機能の発揮の理解を深め、その発揮に向け、多様な主体との協働や自主的な取組を推進する

III. 次世代への継承

情報の収集・発信に努め、次世代を担う人材の育成や組織づくりを推進する

III. 推進方策（重点施策項目）

基本方針Ⅰ

ため池等の施設をまもる

1 管理者意識の向上と施設点検の着実な実施

- ①定期点検・耐震調査による劣化や耐震性能の状況把握と施設点検の実施
- ②ため池管理マニュアルの活用や管理者講習会の開催による人材育成
- ③ため池保全サポートセンターによる巡回点検と指導・相談対応の実施

2 緊急に対策を講じるべき施設の防災対策の実施

- ①防災工事等推進計画に基づく計画的なため池改修・廃止の実施
- ②応急対策としての緊急放流施設等の整備
- ③ため池改修新技術活用と代替工法等設計施工マニュアルの策定

3 減災・避難対策の推進

- ①緊急時の情報共有ツールの活用（ため池防災支援システム、ため池管理アプリ等）
- ②浸水想定区域図・ハザードマップの作成及び周知の促進
- ③ため池遠隔監視システム等を活用した避難対策に係る ICT 技術の活用

4 管理体制の維持・強化

- ①地域住民や企業・NPO 等、多様な主体の連携と協働による管理体制の構築
- ②草刈り・水管理等施設管理のスマート化の推進
- ③ため池保全サポートセンターによる管理支援

5 水難事故防止対策の推進

- ①水難事故防止にかかる普及啓発のための研修会や啓発資料作成
- ②啓発看板や転落防止柵等の安全施設の適切な整備と管理
- ③池内から脱出可能な施設構造等安全施設の検討と整備支援

基本方針Ⅱ

ため池等の多面的機能をいかす

6 地域防災機能の向上

- ①総合治水条例に基づくため池の治水活用拡大促進による減災対策の推進
- ②防火用水や非常時の生活用水としての利用
- ③ため池の一部廃止による避難場所の整備などの防災面での活用

7 生物多様性の保全と景観形成の向上

- ①クリーンキャンペーンやかいぼり等の環境保全活動の実施
- ②自然環境学習会等による環境保全意識の向上
- ③希少生物の保全、外来生物の侵入・拡大防止対策の実施

8 ため池等の資源を活かした地域活性化の推進

- ①遊歩道や看板など利活用施設の整備・修繕の実施
- ②企業等と連携したスポーツ等の魅力あるイベントの開催
- ③観光資源やツーリズム、フィールドパビリオンとしてのため池等の活用

9 多面的機能の理解の促進

- ①楽しめるため池等のイベントなど多様な主体の参画機会の提供
- ②新たなため池保全県民運動のモデルの試行・実践
- ③ため池等の保全に係るアイデア募集や企業等との連携事業の開催

基本方針Ⅲ

ため池等を次世代につなぐ

10 情報の記録管理と歴史文化の伝承

- ①水土里情報システムによる施設点検や改修履歴、環境調査等の情報の整理
- ②歴史や文化を伝承するための学習会の開催や伝統行事の継承
- ③ため池等の歴史的建造物の保全と活用

11 県民に届く広報活動の推進

- ①ため池マン・疏水マン等を活用した親しみやすい広報活動
- ②県民運動ホームページ・SNS・ため池だより等を活用した情報発信の強化
- ③県民運動の集い（フォーラム）等による普及啓発や研修会の開催

12 次世代を担う人材育成と組織づくりの推進

- ①適正な管理と多面的機能の発揮のための人材育成の推進
- ②ため池協議会など県民参加による組織化と再編
- ③産学官民の連携によるため池調査研究の推進

